

広 報

なかがわ



- 「第5次中川町総合計画第2回審議会」の開催結果のお知らせ
- プロジェクト北の杜通信「北の杜と連動したふるさと情報発信」
- 中川町行政改革推進委員会から、
平成20年度から平成21年度までの2年間の
中川町行政改革の取り組みについて意見をいただきました

2009

2

No.597

「第5次中川町総合計画第2回審議会」の 開催結果のお知らせ

去る12月19日に開催いたしました「第5次中川町総合計画第2回審議会」の内容を、まちづくり参加条例に基づき、お知らせいたします。

審議会 開催概要

会 議 名	第5次中川町総合計画 第2回審議会
開 催 日 時	平成20年12月19日 午後7時から午後9時30分
開 催 場 所	中川町役場庁舎 2階 会議室A
出 席 者	審議委員：菅 委員長、遠藤副委員長、石井委員、三井委員、三箇委員、 菊田委員、坂田委員、村田委員、山下委員 11名中9名 町 長：山内総務課長、斎藤企画財政室長、平木主査

1. 会議概要

- (1) 開 会（山内総務課長）
- (2) 委員長挨拶（菅 委員長）
- (3) 第5次中川町総合計画（素案）の構成について（審議）
- (4) 第5次中川町総合計画（素案）の「基本構想」について（審議）
 - ①まちづくりの基本方向について
 - ②目標年度（平成25年度）における人口推計と目標人口について
- (5) 第5次中川町総合計画（素案）の「基本計画」第1章について（審議）
 - ・地域福祉の強化について
 - ・高齢者福祉の充実について
 - ・子育て支援について
 - ・自立への支援について
 - ・居住環境の整備について
 - ・水道の供給について
 - ・下水道施設の整備について
 - ・保健、医療の充実について
 - ・消防、救急の充実について
 - ・地域防災の強化について
 - ・交通安全、防犯対策の充実について
- (6) その他
次回審議会は、平成21年1月9日に開催を予定する。
- (7) 閉 会（山内総務課長）

プロジェクト北の杜通信 「北の杜と連動したふるさと情報発信」

中川商業高校とエコミュー

ジアムセンターが連携して、授業の中で「ふるさと情報発信」の作品制作を行っています。これは、教育委員会と各学校が取り組んでいる「中川ふるさと学習プロジェクト」の一環で、これまでにポスターやホームページづくり、幼児や小中学生向けの映像教材（薄荷、化石）の制作などを

行ってきました。

今年度は、昨年北の杜事業で行われた「中川のいいもの探しワークショップ」での議論を踏まえて、「中川のいいもの」についての商品開発と情報発信を、左の3班に分かれて取り組んでいます。

①「中川のヨモギ」の調査研究と商品開発

②「中川のハーブ（薄荷）」の調査研究と商品開発

③「一年中、中川を楽しむ」をテーマにした調査研究と情報発信
特に、商品開発を行うにあ



生徒に制作のアドバイスをする臼井さん



さまざまな意見を聞きながら行われた商品開発



商品の宣伝には多くの事業所の皆さんにご協力いただきました



発表会の様子

たつては、顧客のニーズをつ

かんで製品計画を立て、もつとも有利な販売経路を選ぶとともに、販売促進努力により、売上の増加と新たな市場の開拓を図る必要があることから、プロジェクト北の杜で協力

いただいている臼井冬彦さんに試作品や制作、販売について多くのアドバイスをいただきながら作業を進めました。

発表会では、多くの町民の皆さんも参加して、これまでの活動の経過についてパソコンを使って説明が行われました。ヨモギを使ったアイスク

リームや石けん、薄荷を使っ

たアロマキャンドルなどの商品提案、パソコンの技術を駆使したホームページや動画の制作など、商業高校生らしい取り組みの発表に、町民の皆さんは真剣に聞き入っていました。

また、商品や製品をつくるだけでなく、そこに至る過程での考えや進め方にしつかりした根拠をもち、臼井さんの助言も取り入れながら活動を進めた様子が発表されました。一方、商品開発の難しさにも触れ、自分たちの成果品に

対する問題点や課題についても説明があり、来年以降の後輩たちの活動にもつながるものとなりました。

「町の活性化を図りたい」という思いで活動が続けた課題研究は、過去の先輩たちの財産を受け継ぎ、自分たちのアレンジを加え新たな成果を残し、未来の後輩たちへその役目を引き継ぐというつながりの中で今年の活動を終えました。

【お問い合わせ先】

総務課企画財政室

電話 7-2819

中川町行政改革推進委員会から、平成20年度から平成21年度までの2年間の中川町行政改革の取り組みについて意見をいただきました

中川町は、平成17年3月に

策定した「中川町行政改革大綱」をもとに、引き続き平成20年度から平成21年度までの2年間の行政改革に取り組んでいます。

この推進にあたりまして、平成20年12月22日に「中川町行政改革推進委員会」から亀井町長に意見の提出がされましたので、その内容を報告します。

また、この意見報告の中では、「町民が主体となった協働の地域づくり」に視点を置き、中川町から地域団体に支援をしている「補助金のあり方」について、具体的に試行検証を実施した「地域づくりに向けた行政の支援のあり方」についても、参考意見として、あわせて報告がされました。

■会議経過

第1回委員会（平成20年6月4日）

出席委員 7名

行政改革の推進にかかる平成20年度から平成21年度までの取り組みについて、委員会で意見交換並びに検討し、町長に報告するよう全体で確認しました。

中川町行政改革大綱に基づ

く、取り組みの

1 住民にわかりやすい行政

(1) 住民自治の確立

(2) 情報の共有化

2 スリムで機能的な行政

(1) 行政評価システムの確

立

3 健全な財政運営のできる

行政

(3) 自主財源の確保

について意見交換をしました。

第2回委員会（平成20年10月1日）

出席委員 4名

中川町行政改革大綱に基づ

く、取り組みの

2 スリムで機能的な行政

(1) 行政評価システムの確

立

(2) 広域行政の検討

(3) 行政組織の見直しと遂

行

(4) 人件費の見直し

3 健全な財政運営のできる

行政

(1) 健全財政の確立

(2) 行政サービス提供の検

討

について意見交換しました。

また、住民が主体となった

協働の地域づくりに向けて、

「地域と行政との役割分担や

パートナーシップ」の推進の

視点から、「平成20年度補助

金事業の事務事業評価表」を

活用し、「地域づくりに向け

た行政の支援のあり方」につ

いて、意見交換をしました。

第3回委員会（平成20年10月14日）

出席委員 4名

住民が主体となった協働の

地域づくりに向けて、「地域と

行政との役割分担やパートナ

ーシップ」の推進の視点から、

「平成20年度補助金事業の事

務事業評価表」を活用し、「地

域づくりに向けた行政の支援

のあり方」について、意見交

換をしました。

第4回委員会（平成20年11月11日）

出席委員 7名

第3回委員会に引き続き、

住民が主体となった協働の地

域づくりに向けて、「地域と

行政との役割分担やパートナ

ーシップ」の推進の視点から、

「平成20年度補助金事業の事

務事業評価表」を活用し、「地

域づくりに向けた行政の支援

のあり方」について、意見交

換をしました。

■行革大綱の推進にあたって

行政改革の推進にかかる平

成20年度から平成21年度まで

の取り組みについて、以下の

とおり提言をいたします。

1 住民にわかりやすい行政

「住民自治の確立」では、

平成19年4月に施行した「ま

ちづくり参加条例」を「いかに

住民に定着させるか」が大

切です。

そのためにも、「住民に対

するわかりやすい説明」かつ

「住民の参加しやすい環境づ

くり」に視点をあて、町内会

・自治会との連携を図るなど、

職員の努力が必要です。

特に「地域懇談会」につい

ては、地域住民と行政がとも

に情報を共有し、かつ意見交換をする「大切な場」であると考えます。

委員会としては、「地域懇談会の開催を必要」と捉え、これまでも開催方法の改善に向けた指摘をしてきていますが、一向に改善がされていないように見受けられます。

地域の会合の動向などを職員が常に把握し、それにあわせて出向く開催方法や町民が関心を持つテーマの提案など、「広く住民が集まる工夫」を検討し、再度改善を図る必要があると考えます。

2 スリムで機能的な行政

「行政評価システムの確立」では、現在取り組んでいる「事務事業評価」で、事業の取捨選択が行なわれ、事業制度の見直し・改善が図られていることに評価をしますが、一方で、公共事業を着手する際の「住民説明」や「住民との接点を持つ方法」、委託事業発注の際の「受注業者への業務指導の徹底」や「その指導の方法」など、執行するに当たっての「作業内容やその

作業体制」の見直しについても、事務事業評価の中で検討をすることが必要であると考えます。

また、「外部評価制度の導入」については、「事務事業評価」はもとより、「業務委託の発注のあり方」や「入札形態のあり方」などの「住民が関心を持つもの」を含め、専門家のアドバイスを受けながら、「住民が評価をするべき体制」を確立していくことが必要です。

「行政組織の見直し」では、「協働の地域づくり」を推進していくために、地域のNPOや地域団体・住民と行政が地域情報を共有することが重要であり、組織・団体の活用を視点に、町の一方的な決定ではなく、町全体の議論から「地域住民のパートナーシップの充実」と「町が設置している各種公の組織・団体の必要性」や「非常勤特別職の組織定数」などの見極め・見直しとの兼ね合いを図り、「小さな自治体としての現実的な行政組織体制のあり方」を確立していくことが必要である

と考えます。

このことについては、委員会としても「具体的な取り組みについて、試行と位置付け、意見交換をしましたので、執行に当たったの参考にしてください。

3 健全な財政運営のできる行政

「自主財源の確保」では、特に「町税、使用料などの収納率の向上」について、滞納者に対する徴収対策として、町の「強い取り組み姿勢」が大切であり、公平な立場を確保する中で、「滞納者に対する対応マニュアル」が必要であると考えます。

以上のとおり、平成20年度から平成21年度までの実施計画に対する意見を当委員会において取りまとめましたので、諸点を十分に斟酌され、取り組みをされますことを期待します。

■住民が主体となった「協働の地域づくり」に向けて（参考）

「地域と行政との役割分担やパートナーシップ」の推進の視点から、「平成20年度補助金事業の事務事業評価表」を活用し、「地域づくりに向けた行政の支援のあり方」について、行政改革の「透明性」、「客観性」、「柔軟性」をキーワードに、意見交換をしました。

補助金事業の評価内容については、行政担当者が評価したものであるがゆえ、関係者に近いところにいるので気持ちが入っているためか、ゆめく評価しているものもあり、また、住民の感覚と外れた評価も一部あるよう感じました。もつと客観的な評価方法はないか。

・補助金を重点的に配分するため、ランク付けをする必要ではないか。
・補助金の補助対象経費とは何か。

・本来、補助金は、どんな側面を持っていて、住民にとって何が必要なのか。

など、補助金を住民の目線で診た意見について、以下のとおり、簡条で記載します。

《意見》

・住民が考える重要度を取り入れ、区分化が必要。例えば、補助支援が必要なもの（行政がやるべき業務に対する連携）、自主財源の運営に移行させていくもの（関係町民が負担すべき活動）慣行性の高いものは、重点的に見直しをするべき。

・公共性はあっても、住民の役割（パートナーシップ）として、自立へ移行していくべきものもある。

・地域の自主・自立により、地域づくりをしていくことが大事である。

・子育て支援や青少年育成、高齢者福祉については、行政支援が手厚くてもいい。

・補助金を当てにした活動計画を立てているようにも見受けられ、「補助金があるから活動するのか」という疑問が湧く。このことは、町民の自立を妨げる要素にもなる恐れがある。

・補助金事業の一次評価について、住民の感覚と外れた評価も一部ある。

・補助金を執行する担当所管

の交付する姿勢（職員の姿勢）が公平でなければならぬ。チェックシートを活用し、適正な実務が必要である。

・担当所管が、交付した補助金に対して、「中身の使われ方」や「活動の事実」など、本当に精査しているのか。「馴れ合い」や「今までの慣行」を越え、ともに補助対象の内容を考えていく必要がある。

・もともと、補助金は、行政が「負担」するのではなく、団体が活動することで、行政の「支援」を受けることができるのが本来であり、そこにたかえることが必要である。

・補助金については、今までも見直しがされていると思うが、抜本的な見直しをするのであれば、「補助金交付する団体のすべてを対象」にし、「補助金等整理・適正化（行革本部 平成20年2月）」に沿って、統一的に取り組む必要がある。

・基本的に補助金は、公益性

があるから交付している。抜本的な見直しをするのであれば、行政執行方針で、町の進む方向性を定めていく必要がある（行政支援の考え方にもつながる）。

・補助金の見直しをする具体的な方法として、「大ナタを振るう」ということは、「類似団体をまとめていくこと」や「町民の自治意識の向上」を図るために、行政・担当所管が、町民や関係団体に指導を徹底し、理解を求めていくことが必要である。

・補助金の抜本的な見直しは、徐々に取り組むことは難しい。やるなら早期かつ短期に「ゼロスタート」からはじめ、町民の率直な声を聞き、「いらぬものはいらぬ」と割り切る必要がある。

委員会としては、特に補助金の交付に対して、「抜本的に見直しをしていくべき」という考え方は、「委員会の総意」です。

「ゼロスタートからの見直し」のような、「思い切った

取り組み」を進めていくこと、または、「シーリング方式」のような「上限設定」や「補助対象内容の確認」などの「関係団体との話し合いによる改善の繰り返し」の取り組みを進めていくことの「両論」の意見が出されており、具体的な手法は見出せず、併記になりますが、行政の執行管理として、早期に決断をされ、町議会のチェック機能と連携を図り、推進をしていただくことを期待します。

■中川町行政改革推進委員会 委員

役職	氏名
会長	小林 治雄
副会長	村田 光男
委員	安藤 重春
委員	片山 峯輝
委員	川村 隆
委員	中野 英子
委員	三井 敏夫
委員	村上 光子

※敬称略

中川町は、この意見を真摯に受け止め、町行革推進本部を中心として、これからも行政改革の推進に取り組み、効率的な行政運営と適正な住民サービスの確保に努めていきます。

【お問い合わせ先】

総務課企画財政室

☎ 7-2819



平成21・22年度に発注する「建設工事等」「物品購入等」の入札参加資格申請書の受付を行います

■受付期間

平成21年2月1日(日)～
平成21年2月28日(土)
ただし、持参いただく場合は、土日祝日を除きます

■提出様式

- 1 建設工事・設計等
市町村統一様式
- 2 物品・役務等
北海道様式

■提出先

〒098-2892
北海道中川郡中川町字中川
337番地 中川町役場
総務課企画財政室(役場庁舎2階)

■特記事項

- ・郵送による受付もいたします。郵送で申請いただく際は、必ず返信用封筒にその封筒に合った金額の切手を貼付し、同封してください。
- ・証明書類は、コピーでもけっこうです。
- ・提出書類は、ホチキスで止めないでください。

■必要な書類

- 1 建設工事・設計等
 - ・総合評定値通知書
 - ・工事(事業)経歴書
 - ・許可・登録証明書
 - ・納税証明書
- 2 物品・役務等について
 - 〔町内業者の方〕
 - 国税、道税、法人町民税、固定資産税
 - 〔町外業者の方〕
 - 国税、道税、本社所在地の市町村税
 - ・印鑑証明書
 - ・決算書(直近の1期分)
 - ・委任状(受任者がある場合、期間については2カ年)

【お問い合わせ先】

総務課企画財政室

☎7-2819

項 目	法人	個人
ア 履歴事項全部証明書【商業登記簿謄本】	○	
イ 身分証明書(市町村長の発行する、3ヶ月以内のもの)		○
ウ 営業証明書(市町村長の発行する、3ヶ月以内のもの)		○
エ 納税証明書 (ア) 町内業者の方：国税、道税、法人町民税、固定資産税 (イ) 町外業者の方：国税、道税、本社所在地の市町村税	○	○
オ 印鑑証明書	○	○
カ 決算書 法人は、貸借対照表、損益計算書等の決算書 個人は、これに見合う収支決算書等	○	○
キ 委任状(受任者がある場合、期間については2カ年)	○	○
ク 免許等に関する証明書(当該営業に必要な免許、許可、登録等を証明する書類)	○	○

こくほ

ご存じですか？

医療費の状況

中川町国保加入者の平成19年度の医療費は、約4億2千万円となっています。これを1人あたりで見ても、前年度より道内順位は下がっていますが、一般の医療費は伸びているのがわかります。

医療費が増えると、国保の財政を圧迫し、保険料の引き上げにもつながりますので、一人ひとりが日頃から疾病を予防し、健康的な日常生活を心がけましょう。

上手なお医者さんの

かかり方

- お医者さんのかけ持ちはやめましょう
- 時間外、休日受診はなるべく避けましょう
- むやみに薬を欲しがるのはやめましょう
- かかりつけ医をもちましょう
- お医者さんを信頼し、指示を守りましょう
- 定期健診を受けましょう

◎1人あたり医療費と道内順位

	一 般		退 職		老 人		合 計	
	医 療 費	順 位	医 療 費	順 位	医 療 費	順 位	医 療 費	順 位
平成18年度	312,294円	28位	436,189円	88位	772,776円	161位	466,937円	90位
平成19年度	320,807円	36位	421,961円	131位	707,360円	171位	448,871円	115位
伸び率	2.7%	—	△3.3%	—	△8.5%	—	△3.9%	—

*医療費とは、国保加入者が病院等で支払った額と国保で負担した額の合計額です。

*平成18・19年度の道内の国保保険者数は、173保険者となっています。

お問い合わせ先 住民課幸福推進室 ☎7-2813

平成21年度中川町幼児センターの 入所児を募集します

平成21年4月1日から中川町幼児センターへ入所を希望される方は、次のとおり入所児を募集しますので、期日までにお申し込みをお願いいたします。

募集要項

	短 時 間 保 育	長 時 間 保 育
入 所 定 員	30 名	40 名
入所対象年齢	3歳児・4歳児・5歳児 ※平成15年4月2日から 平成18年4月1日生まれ	就学前の児童 ※乳児については概ね9ヶ月からとしますが、 お子さんの状況により事前に相談して下さい
入 所 の 基 準	中川町内に住所を有する者	保護者や同居の親族などが次のいずれかの理由で保育できない場合 ①日中(家庭内・外で)仕事をしている ②妊娠中または産後間がない (出産前2ヶ月、出産後3ヶ月) ③病気であるか、障害をもっている ④同居の親族を常時介護している ⑤家庭が災害を受け復旧にあたっている ※ただし、特別の事情がある場合(求職中・就学中など)はご相談下さい
保 育 時 間	午前8時30分～午後1時10分まで ※午前8時30分までには登所	午前8時～午後4時まで ※午前7時40分から・午後5時45分までは時間外保育をおこなっています
給 食	有・完全給食	
長 期 休 暇	夏期・冬期各25日(連続) 春期 7日(連続)	無 し
保 育 料	平成20年所得により算定(保護者の所得により金額が変わります)	
申 込 み 方 法	入所申込書を役場住民課幸福推進室 ^{しあわせ} または中川町幼児センターへご提出ください(用紙はどちらにもあります) ※添付書類: 同意書、保護者の雇用証明又は就労証明(長時間保育のみ)	
申込受付期間	平成20年2月2日(月)から2月20日(金)まで (長時間は随時受け付けています)	
入 所 の 決 定	書類審査後、入所の可否について保護者に通知します	
そ の 他	土曜日・長期休暇、平日の午後1時10分から保育が必要な時は預かり保育を行います (別途保育料がかかります)	

※継続利用児童の保護者へは別途提出書類を送付します。

お問い合わせ先 住民課幸福推進室^{しあわせ}
幼 児 セ ン タ ー ☎7-2813
☎7-2118

子育てに関する

各種手当についてのお知らせ

① 中川町出生祝金

新生児の健全育成及び資質の向上に資するため、お子さんが誕生した際に受け取ることができます。

【第一子及び第二子】一人 20,000円

【第三子から】一人 100,000円

② 児童手当

児童の健全育成及び資質の向上に資するため、小学校を修了する（小学校6年生の3月）まで受け取ることができます。

【第一子】一人 5,000円（3歳未満 10,000円）

【第二子】一人 5,000円（3歳未満 10,000円）

【第三子から】一人 10,000円

③ 特別児童扶養手当

精神・身体に障害を持った児童（20歳未満）の福祉の増進を図るため、養育している方が受け取ることができます。

④ 児童扶養手当

父親が重度の障害をもっている場合や死別又は離婚により父親と生計を同じくしていない子ども（18歳未満の学生）を養育している母子家庭などの生活の安定と自立を促進するための手当です。

⑤ 障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人が受け取ることができます。

以上の各種手当を受け取るには、所得制限や障害の程度などの一定の要件があります。詳しくは住民課幸福推進室へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

住民課幸福推進室 ☎ 7-2813

天塩川解氷クイズが スタート

「天塩川春・発信inながわ」実行委員会では、全面結氷する大河「天塩川」の解氷日時を当てるクイズを行っています。

日時を的中させた方には、町の農産物や特産品を毎月お届けするほか、旅行券5万円分とポンピラアクアリズイングのペア宿泊券がセットで贈られます。

■参加の方法は？

はがきで応募する場合は、予想する解氷日時（月、日、時、分）をひとつ、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号、メールアドレスを記入して郵送してください。はがきは1枚1口で、応募口数に制限はありません。

インターネットで応募する場合は、「天塩川春・発信inながわ」ホームページから行います。インターネットでの応募は、1人1口に限りま。また、携帯電話からも応募できます。

■募集締切

平成21年2月28日（消印有効）

【お問い合わせ・応募先】

〒098-2802

北海道中川郡中川町字中川ポンピラ温泉内

「天塩川春・発信inながわ」係

☎ 01656-712400

URL <http://www.teshiogawa.jp>



保健だより

【今月のテーマ】

中川町国保加入者の
特定健診結果から

中川町国保加入者の40〜74歳の住民【平成20年7月末現在国保人口】のうち、263名（受診率53%）が受診し、平成20年度の特定健診が終了しました。ご協力ありがとうございました。

■メタボリックシンドローム危険因子の第1位は高血圧

危険因子のうち、メタボリックシンドローム該当者の93%が高血圧（130/85mmHg以上）でした。

■町のメタボリックシンドロームは5人に1人！

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの基準に該当した人は、受診者の20%と5人に1人の割合です。特に男性では予備群も含めると約42%で、5人に2人はメタボリックシンドロームまたは予備群という結果でした。

メタボリックシンドロームの危険性は、内臓脂肪によって高血圧、脂質異常、高血糖が引き起こされることです。これらは、軽度の異常であっても重複することで、自覚症状のないまま血管を傷つけて動脈硬化を進め、脳梗塞や心筋梗塞などの病気を引き起こします。

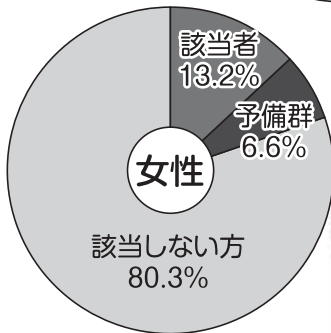
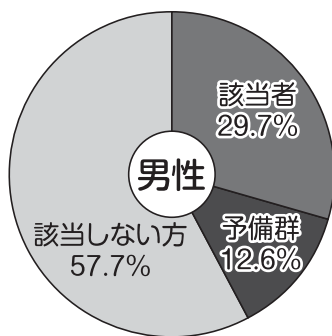
メタボリックシンドロームの改善や予防は、1つでも危険因子を少なくしていくこと

力（血圧）がかかることになります。

その状態が続くと、どうなるでしょう？

メタボリックシンドロームの高血圧は、余分な脂肪を減らすことで改善していきまます。余分な脂肪は、食べ過ぎ飲み過ぎ、運動不足の結果です。自分の身体に合った食事の量や内容などを、生活習慣を見直す中で考えていきましょう。※特定健診の結果についての詳細は、本紙差込みの資料をご覧ください。

メタボリックシンドローム割合



お問い合わせ先 住民課幸福推進室 保健師 ☎7-2813

食育通信 「食」に関する情報を お伝えします！

2月3日は節分です。

邪気をはらい、1年の無病息災を願うこのよ

うな行事は、平安時代ころから行われていました。節分の豆まきに使う大豆、日本で大豆は「畑の肉」といわれ



良質なたんぱく質源として昔から食されてきました。最近では、さ

まざまな研究からたんぱく質以外の機能性についても明らかに

になりつつあり、健康増進や疫病予防に役立てようと注目が集まっています。



■大豆の魅力

①大豆たんぱく質は、体の中ではつくることができない必須アミノ酸をすべて含む良質なたんぱく質です。

②現代人に不足しがちなビタミン、ミネラル、カルシウム、鉄、カリウム、亜鉛をたくさん含んでいます。

③大豆は、食物繊維の王様です。

■今、注目の栄養成分！

・大豆イソフラボン（女性特有の症状にオススメ）

大豆胚芽に含まれているポリフェノールの仲間で、骨粗しょう症を予防し、更年期の症状を予防、改善します。

・大豆サポニン

えぐみ、渋味、苦味の主成分で、コレステロールや中性脂肪を低下させます。また、抗酸化作用によりガンを予防し、過酸化脂質の増加を抑制し、肝機能の障害を改善します。

・大豆レシチン

コレステロール値の調整をし、血管壁への沈着を防ぎ、動脈硬化を防ぎます。また、記憶力や集中力を高め、認知症を防ぎます。



■1日に摂りたい大豆製品

豆腐 3分の1丁（100g）
納豆 1パック（40g）

※両方食べる場合は、半分の量が目安です。

お問い合わせ先 住民課幸福推進室 栄養士 ☎7-2813

まちの ご長寿さん

喜寿おめでとうございます。



山村 英治さん (77歳)

保・健・掲・示・板 個別 対象者に個人通知します。

【お問い合わせ先】 住民課幸福推進室 保健師 ☎7-2813



乳幼児健診

- ◆日時=3月4日(水) 12:45~13:00
- ◆場所=保健センター
- ◆持ち物=母子手帳・問診票



ポンピラアクア リズイング健康相談

- ◆内容=血圧測定・健康相談
- ◆日時=2月10日(火) 13:30~14:30
- ◆場所=ポンピラアクアリズイング 2階休憩室



まめちょすくすく相談会

- ◆内容=乳幼児の計測、育児相談、離乳食相談など
- ◆日時=2月2日(月) 13:00~15:00
- ◆場所=児童センター
- ◆持ち物=母子手帳



健康講座

- ◆内容=胃がん、大腸がんの早期発見・早期治療について
- ◆日時=2月3日(火) 13:30~15:00
- ◆場所=保健センター
- ◆持ち物=筆記用具



貯筋体操教室

- ◆内容=体力維持のための体操
- ◆対象=おおむね65歳以上の方
- ◆日時・場所
2月5日(木)
・佐久ふるさと伝承館 10:30~11:45
・5区会館 13:30~14:45
2月6日(金)
・誉1会館 10:30~11:45
・保健センター 13:30~14:45

こんにちは 中川町地域子育て支援センター「まめちょ」です

少しずつ日の出が早くなり、暮れ始めが遅くなってきましたね。寒さはまだまだ続き、暖かさを感じられるのはずっと先のことですが、ゆっくりとやって来る夕暮れに気持ちが軽くなります。

“立春” といえば『豆まき』ですが、皆さんはどんな鬼を退治するために豆まきをするのでしょうか？ 家族で考えてから豆まきするのも良いかもしれませんね。

今月の「まめちょ」は右のように活動を予定しています。ネンネの赤ちゃんがいる方も妊婦さんも気軽に足を運んでください。お待ちしております。

《2月の活動予定》

場 所	内 容
2日(月) 児童センター	すくすく相談会 13:00~15:00 *保健師事業で保健師・栄養士がまめちょで 保育相談を行います
3日(火) 山村開発センター	親子鑑賞劇場 10:00~11:00 「ワイワイ ドンドコ 鬼ばなし」
5日(木) 児童センター	あそびの広場 10:00~11:30 「簡単おもちゃと小物作り」 (1歳半までのお子さんを持つ家庭と妊婦さん対象)
10日(火) 幼児センター	幼児センター開放 9:30~11:30
18日(水) 児童センター	あそびの広場 10:00~12:00 「制作あそび」
25日(水) 児童センター	あそびの広場 10:00~12:00 「“まめちょ” ひな祭り会」
遊び場開放	月・火 10:00~12:00 13:00~16:00 金 10:00~12:00
場 所	児童センター(旧幼稚園)
今月の開放日	2日・3日・6日・9日・10日・13日・16日・17日・20日・23日・24日・27日

*2日(月)の開放は10:00~12:00まで、3日(火)・10日(火)の開放は13:00~16:00です。
*開放日の日程が変更になる場合がありますがご了承ください。

中川町地域子育て支援センター「まめちょ」 児童センター内(旧幼稚園)

TEL/FAX 7-2022

担当: 古川真裕美

中川消防支署からのお知らせ

出初式が挙行されました

新しい年を迎え一ヶ月が過ぎようとしておりますが、町民の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今年も、平成二十一年中川消防団出初式が一月七日に挙行され、町民の皆様にもご協力・ご観覧して頂き、無事に終了することが出来ました事を、消防関係一同、心より感謝申し上げます。

また、恒例になりました獅子舞披露についても、皆様方から沢山のご声援・ご厚情を賜りました事を、合わせてお礼申し上げます。



消防署では、今年も『災害のない町づくり』に向け、予消防に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご指導・ご協力をよろしくお願いいたします。



**火災・救急
出動件数**
火災出動 2件
救急出動 58件
平成20年12月31日現在

中川消防支署へのご相談、お問い合わせは☎7-2119番まで

駐在所からののお知らせ



◎悪質な訪問販売などの被害に遭わないために⑤

これまでは、訪問販売などの「クーリング・オフ」ができる事例についてご紹介しましたが、今回はクーリング・オフをしない事例の対処法についてご紹介します。

「中学3年生の息子宛に『合格祈願』と書かれた郵便物が届いた。開けてみたところ、合格祈願の絵馬と、3,500円の請求書が入っていた。また『開封した場合や返送しない場合は、購入に同意したものとみなす』とも書いてある。息子は注文していないと言っているし、購入する気もないが、返送しなければならぬだろうか。」

このように、販売業者が消費者に一方的に売買契約の申し込みをし、その申し込みに係る商品の送付が行われ、消費者から商品の返送や購入しないという通知がない限り勝手に購入の意思があるとみなして、その代金を請求するものを、特定商取引に関する法律（特商法）では「ネガティブオプション」と呼んでいます。このような事例の場合、支払い義務も返送義務もありません。また、商品の送付があった日から起算して14日（販売業者に商品の引取りを請求した場合は、その請求の日から起算して7日間）経ったときは、販売業者は消費者に商品の返還を請求することもできません。つまり、この法定保管期間内は商品の所有権は販売業者にあるので、消費者は自分の財産と同程度の保管をしなければなりません。期間を過ぎたら自由に処分してかまいません。

ただし、消費者にとって商行為となる売買契約や、法定保管期間内に商品を使用したり消費したときは、特商法が適用されなかったり代金の支払い義務が生じる場合があります。もちろん、消費者が商品の購入を承諾したときも同様です。

※今回の相談事例は、架空のものです。

ありがとう
いねんまふ

社会福祉協議会に寄付

・母秋子様死去に際して

旭川市 小林 悟 様

・母（タケコ様）死去に際して

原 正久 様

・母（恵津子様）死去に際して

長村 吉幸 様

・姉（佐藤テル子様）死去に際して

和明 様

下川町 遠藤セツ子 様

・社会福祉推進のために

濱田美佐子 様

匿名（4名） 様

一心苑に寄贈

季節のものを含めて次の

方々より「志」

宮本 伸子 様

浅野百合子 様

丸高水産株式会社 様

匿名（1名） 様

い結婚おめでとう
いねんまふ

・安田 裕樹 様（5区）
米谷 亜紀 様（5区）

謹んでお悔やみ
申し上げます

中川 福島 秀夫 様（86歳）

中川 長村恵津子 様（74歳）

中川 河瀬キクノ 様（97歳）

中川 佐藤テル子 様（78歳）

の
おすすめ



「秋の牢獄」

恒川光太郎 著

十一月七日、水曜日。女子大生の藍は、秋のその一日を何度も繰り返している。毎日同じ講義、毎日同じ会話をする友人。彼女は何のために十一月七日を繰り返しているのか。この繰り返しの日々が終わりは訪れるのだろうか。圧倒的な多幸感と究極の絶望とを同時に描き出す作品。



「おひとりさまの法律」

中沢まゆみ 著

伴侶との死別によりおひとり様になってしまった人も、ずっとおひとり様の人も、法律を強い味方につけて明るく老後を乗り切ろう。葬儀や相続、金銭トラブル、病気になったときなどのおひとり様の対処法が満載。



「子どもの生きる力は手で育つ」

丸山尚子 編著

子どもの手の発達を、ことば・足・身体・こころ・人間らしく生きる力などの発達との関係をふまえながら、発達段階ごとに詳述。40年以上にわたる手と子どもの発達に関する研究の集大成。



写真絵本「クヌート
ちいさなシロクマ」

ジュリアナハートコフほか
羽田詩津子 訳 著

ある寒い日、ベルリン動物園にシロクマの赤ちゃんが誕生した。母グマに見捨てられ、人間に育てられることになった赤ちゃんグマ・クヌートは、やがて世界を動かすことに……。

議会・各種委員会の開催状況

- 12月19日 議会経済常任委員会
12月22日 第4期介護保険事業計画・
障害福祉計画策定委員会
1月9日 第5次中川町総合計画第3回審議会
1月14日 平成20年度中川町特別職報酬等審議会
1月16日 新規就農誘致協議会

〔短歌〕

ま
ち
の
文
芸

何気なく窓越しに庭木ながむるにイチイの中より雀の飛び立つ
越えゆけばオホツク光る峠みち眼下に低く鳶の輪を描く
風渡る野面は色を失いて鳥の声さえ絶えて聞かれず
稲刈機のけらけら笑う先々に稲雀らはステップ バイ ステップ
すずめ三つ庭跳びまわり戯るは梁で巣立ちし今年生いやも
この猫は雀一羽も取れぬらし背のび欠伸も照れ隠しと見ゆ
鶏卵の黄身のひかりの安らかさ小春日和の窓辺に思う
幼な子の選びし絵本読みきかす「はぐれ小鳥」の涙のシリーズ
青さぎの鳴き声高く飛び立ちてどこに行くのか我あとにして
渡り鳥北から南へ空の旅はげますごとく鳴き交わしつ

鎌田 陽子
小林 淑子
佐竹 敏章
千葉 征子
原 正久
古市 和子
山内 智子
山内ミツエ
山下 博子
山田 昇

〔俳句〕

父と子の声の楽しき初湯かな
息災と一筆添へて初便り

千葉 征子
古市 和子

日頃のできごとや風景・季節に感じたこと
と思ったことを短歌で一首または、俳句で
一句詠んでみませんか。
短歌や俳句に興味をお持ちの方がいらつ
しゃいましたら、お気軽にご参加ください。
短歌同好会 俳句紫苑会
連絡先(どちらも) 古市和子さん
☎7-2850

天塩川だより

～近隣のまちの情報をお届けします～

「第27回和寒東山スキー教室」

和寒町

- と き 平成21年2月7日(土)～8日(日) 午前10時～
と ころ 和寒東山スキー場
内 容 幼児から一般までを対象とした、スキー技術の基礎を全
日本スキー連盟公認指導員から学ぶことができます (S
A J公認の級別テストも行われます)。

お問い合わせ先

和寒町役場総務課内スキー協会教育部事務局
電話 0165-32-2421

(上川北部地区広域市町村圏振興協議会提供)

中川町スポーツ奨励賞が贈呈されました

「第14回JALカップ全日本パークゴルフ選手権大会・女子の部」で準優勝されるなど日ごろの練習の成果に対して、笹森弘志教育委員長から表彰状とトロフィーが贈られました。



丸山みちよ様（12月10日）

各行政委員会委員に

辞令が交付されました

地方自治法で市町村に置くことが決められている各行政委員会の委員の皆さんに辞令が交付されました。

監査委員（任期4年）

安西 克己



中川町固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

宮脇 政義



中川町教育委員（任期4年）

吉田 美那子



中川町教育委員（任期4年）

高橋 仁



※敬称略

12月の入札・契約結果についてお知らせします

工 事 ・ 業 務 名	入札	契約業者名	予定価格	契約金額	落札率	工事等概要	期 間	備 考
菅旧国道線用地境界標埋設委託業務その2	12/10	(株)三洋コンサル タレント	1,123,500円	1,071,000円	95.3%	用地境界標埋設5本	着手 平成20年12月11日 完了 平成21年2月10日	指名競争入札 (3社)
中川浄化センターポンプ分解整備工事	12/16	(株)テクノス北 海道	2,614,500円	2,478,000円	94.8%	返送ポンプ分解整備1台、圧送ポンプ分 解整備1台、真空ポンプ分解整備1台	着手 平成20年12月17日 竣工 平成21年3月16日	指名競争入札 (3社)

お問い合わせ先 総務課企画財政室 ☎7-2819

国民年金保険料免除制度があります！

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などに

よって納めることができないときは、申請していただくことで保険料の全額または一部の納付が免除される制度があります。

免除が承認された場合の保険料納付額（月額）と年金額への反映割合

免 除 区 分			納 付 額 (月額)	年金額への 反 映 割 合
全額免除	免除(全額)		なし	(1/3)
4分の3免除 (4分の1納付)	免除 (3/4)	納付 (1/4)	3,600円	(1/2)
半額免除 (半額納付)	免除 (1/2)	納付 (1/2)	7,210円	(2/3)
4分の1免除 (4分の3納付)	免除 (1/4)	納付 (3/4)	10,810円	(5/6)



ただし、4分の3免除、半額免除、4分の1免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

免除となる所得基準

（前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること）

- ・全額免除 → (扶養親族などの数+1) × 35万円 + 22万円
- ・4分の3免除(4分の1納付) → 78万円 + 扶養親族など控除額 + 社会保険料控除額など
- ・半額免除(半額納付) → 118万円 + 扶養親族など控除額 + 社会保険料控除額など
- ・4分の1免除(4分の3納付) → 158万円 + 扶養親族など控除額 + 社会保険料控除額など

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

次年度以降の手続きは？

保険料全額免除または若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけてください）

された場合は、翌年度以降は、改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。
※失業、震災、風水害、火災による損害を受けたことを

理由とした全額免除申請、若年者猶予、一部免除（納付）申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

旭川社会保険事務所
0166-27-1611
住民課住民サービス室
07-2814

社会保険事務相談所は「予約制」を導入しています

旭川社会保険事務所では、現在開設している「社会保険事務相談所」を「予約制」としました。

事前に相談時間のご予約をいただくことで、ご予約の間には優先して相談を受けることができます。
予約方法は、旭川社会保険事務所へお電話でご相談ください。

【お問い合わせ先】

旭川社会保険事務所 0166-27-1611

裁判員制度施行元年を迎えて

裁判員の役割について

いよいよ今年の5月21日から裁判員制度が始まります。

裁判員候補者名簿に記載された方には、すでに「通知書」が届いていると思います。ただ、「裁判員って何するんだろう」と思っている方もおられるのではないのでしょうか。そこで、今回は「裁判員の役割」についてお伝えします。

裁判員の役割は、大きく分けて①法廷での審理に立ち会うこと、②評議、評決を行うこと、③判決の宣告に立ち会うこと、の3つです。

人・弁護人の言い分を聞きます)

● 検察官、弁護人の冒頭陳述（検察官が、証拠によって証明しようとする具体的な事実関係について主張し、弁護人も被告人側の立場から、具体的な事実関係について主張します)

● 証拠の取調べ（事件に関係する証拠物や証拠書類、証人を取り調べます。被告人からも話を聴きます)

● 検察官の論告、求刑（検察官が、事件について意見を述べます)

● 弁論、最終陳述（最後に、弁護人や被告人が事件について意見を述べます)

■ 裁判員制度の対象となる事件は、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火などの一定の重大な事件です。

■ 裁判員の仕事をしていたく上で、特に法律の知識は必要ありません。もし必要になった場合は、裁判官が丁寧に説明いたします。

2 評議、評決を行う

法廷で取り調べた証拠をもとに、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し、決定します。

議論を尽くしても、全員の意見が一致しない場合、評決は多数決により行われます。有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。ただし、裁判員だけによる意見では被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを決める場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいることが必要です。

■ 裁判員として法廷での審理に立ち会った結果、事件で問題となっている点について、一応の考えや疑問をお持ちになられていることでしょうか。評議では、すべての問題点について、一度にまとまった意見を述べる必要はありませんの

で、議論の流れの中で、皆さんが気づいたことから自由にお話してください。

■ 法律上、裁判員は、評議する際に意見を述べなければならぬとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意見を述べるのが不可欠だからです。ほかの裁判員の方から、別の意見が出されることもあるでしょう。その意見を聞いて「なるほど」と思ったら、意見を変えることも自由です。

3 判決の宣告に立ち会う

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます。裁判員は、判決の宣告に立会い、裁判員としての仕事を終えます。

みなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続きに、みなさんの感覚が反映されるとともに、司法

に対するみなさんの理解がより深まり、信頼が高まることが期待されています。

よりよい司法の実現に向けて、裁判員制度への一層のご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

旭川地方裁判所事務局
総務課

☎ 0166-51-6255

URL

<http://www.saihanin.courts.go.jp>

go.jp

給与所得者の確定申告

給与所得者の給与やボーナスから源泉徴収された所得税は、年末調整によって精算されるため、大部分の方は改めて確定申告をする必要はありません。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならぬ場合や、確定申告をしないと源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

平成20年分の所得税の確定申告の相談や申告書の受付は、平成21年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。還付申告をされる方は、平成21年2月15日(日)以前でも申告書を提出することができます。

■確定申告をしなければならぬ場合

平成20年分の各種の所得金額の合計額から各種控除の合計額を差し引き、その金額に税率を乗じて算出した税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築など)住宅借入金等特別控除額の合計額よりも多い方で、次のような場合には確定申告をしなければなりません。

- ①平成20年中の給与の収入金額が2,000万円を超える場合
- ②給与を1ヶ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額(不動産の貸付け、原稿料など)の合計額が20万円を超える場合
- ③給与を2ヶ所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える場合
- ④同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗や工場などの賃借料、機械や器具の使用料などの支払いを受けた場合
- ⑤災害により被害を受けたことにより、平成20年中の給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた場合
- ⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている場合

確定申告による所得税の納期限は、平成21年3月16日(月)です。納期限までに納付書に現金を添えて、金融機関(日本銀行蔵入代理店)または住所などの税務署の納税窓口で納付してください。納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意してあります。

■確定申告をすると所得税が還付される場合
次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付申告をすることができます。

①災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除の適用を受ける場合

③家を住宅借入金等で新築、購入または増改築等もしくはバリアフリー改修工事または省エネ改修工事をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合など

※それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。なお、還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをぜひご利用ください。

料理店等における 自家製梅酒等の提供について

平成20年4月30日から、酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができ、特例措置が設けられます。

のは、酒場、料理店のほか、例えば民宿、旅館、飲食店等が含まれます。また、酒類指導官の設置されている税務署については、各税務署でご確認ください。

この特例措置により、自家製梅酒等を提供する場合には「特例適用混和の開始申告書」の提出が必要になります。詳しくは、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。
※この特例措置が適用になる

【お問い合わせ先】

名寄税務署
☎01654-2157

**平成21年度採用
「予備自衛官補」募集**

「予備自衛官補」とは、普

段は社会人や学生であつても、いざというときには自衛官として社会のために貢献できる制度です。一般と技能の公募コースがあり、平成20年7月1日までに全国で5,784名が採用されています。

身分 非常勤の特別職国家公務員

採用年齢 一般公募は、18歳以上34歳未満、技能公募は、18歳以上で保有する技能に

訓練内容 一般公募は、3年以内に50日間、技能公募は2年以内に10日間の教育訓練を受けます。

手当 7,900円(日額)
(自宅から訓練地までの交通費を支給します)

応募 電話連絡または名寄出張所へお越しください。広報官が対応いたします。

受付 平成21年4月13日まで
試験日 平成21年4月18日

20日のうちの1日

【お問い合わせ先】

自衛隊旭川地方協力本部名寄

出張所

☎01654-213921
名寄市西1条南9丁目45

**「第3回天塩川流域
森づくりの集い」が
開催されます**

■とき 平成21年2月19日
(木) 午前10時～午後4時
■ところ 士別市あさひサンライズホール(士別市朝日中央4038)

■内容 天塩川流域の森づくりを進めていくために、森林・林業・林産業の関係者や一般住民の交流の場として、講演会やブース展示、発表会などを開催します。

■お問い合わせ先
天塩川流域森づくりの集い実行委員会事務局(上川北部森づくりセンター名寄分室内)
☎01654-312164
名寄市西4条北1丁目

**定額給付金の給付を
かたった振り込み詐欺
などにご注意ください**

全国で定額給付金の給付を

かたった不審な電話が相次いでいます。実例として
・市役所職員を名乗る者から、「定額給付金の給付に必要なので、家族構成や個人名、口座番号を教えてもらいたい。」として、個人情報の提供を求められた。

・市役所職員を名乗る者から、「定額給付金に関する通知を送ったが届いているか。届いていないのであれば電話が欲しい。」と、フリーダイヤルへ電話するように求められた。
・市役所職員を名乗る者から、「定額給付金の給付のための手続きが混み合っているので、通帳を持ってATM(金融機関などの現金自動預払機)まで行き、電話をして欲しい。」と、フリーダイヤルの電話番号を伝え、ATMへおびき出そうとされた。

市区町村や総務省などが、定額給付金の給付のために、個人情報をお聞きしたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住ま

いの市区町村や最寄の警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

■お問い合わせ先
中川町役場 ☎7-2811
中川駐在所 ☎7-2019
佐久駐在所 ☎8-5071

**建設業者、宅建物取引
業者の皆様へ、保険などの
準備はお済みですか?**

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から施行されます。この日以降に引き渡す住宅は、保険が供託が必要で、特に、保険は工事中に検査を行うため、着工前の申し込みが必要です。準備をよろしく願います。

■お問い合わせ先
中川町役場経済課環境整備室
☎7-2815

**平成21年度
中川町人づくり研修
を募集します**

中川町の未来に向けて、個性豊かで活力あるまちづくりを推進するため、町民の研修

活動を国の内外に展開する「中川町人づくり基金」を設置し、中川町人づくり研修事業を行っています。

平成21年度の事業実施に当たって、研修事業を募集します。

■対象事業

・豊かな人間形成を図るための研修
・地域づくりを推進するための研修
・産業の育成や助長のための研修

■研修

・国際化や情報化時代に対応する研修
・その他、人づくりの推進に必要な研修

■研修期間

15日以内を原則とします

■応募に当たって

応募される方は、総務課企画財政室へ事前にご相談ください。

■募集締切

平成21年5月末日

■お問い合わせ先

総務課企画財政室
☎7-2819



消防団協力事業所表示制度について

平成21年1月1日から

スタート!

消防団は、地域の安心・安全を守る上で必要不可欠な存在です。しかしながら、現在団員の70%がサラリーマンという状況の中で、火災発生時の消防団活動を円滑に行うには、消防団活動に対する事業所のご理解とご協力がなくてはならないものと考えています。

そこで、事業所の協力を通じて地域防災とその体制のより一層の充実を図るために、平成21年1月1日から上川北部消防事務組合(名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町で構成)「消防団協力事業所表示制度」がスタートしました。

1 「消防団協力事業所表示制度」とは?

消防団員が勤務する事業所で、その従業員が消防団活動に参加しやすいように配慮していただける事業所を消防団

協力事業所として認定し、「表示証」を交付させていただきます。

2 「表示証」とは?

認定させていただいた事業所に交付するもので、左のとおりです。



この「表示証」を事業所の見やすい場所に表示していただくことで、地域住民に対して、事業所の社会貢献のPRとして活用していただけます。また、事業所のホームページやパンフレット、チラシなどの広告に表示証を掲載していただくことも可能です。

3 認定の基準

協力事業所として認定を受けるには、消防法令に違反がなく、かつ、下の基準のい

れかに適合することが必要です。

- ①従業員を消防団員として、2名以上かつ1年以上雇用し、従業員の入団促進に積極的に取り組んでいる事業所で、従業員の消防団活動について勤務条件上の配慮が行われている事業所など。ただし、管理者が消防団活動に協力していると特に認めた場合は、この限りではありません。
- ②災害時に事業所の資器材などを消防団に提供するなど、協力している事業所など。
- ③従業員による機能別消防分団などを設置している事業所など。
- ④その他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、管理者が特に優良と認める事業所など。

4 申請の方法

協力事業所として認定を受けようとする事業所は、各消防署(支署)を経由して、上川北部消防事務組合消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により、管理者に申請を行います。

また、消防団長などから推薦させていただく場合もございます。

5 その他

詳しい内容は「上川北部消防事務組合消防団協力事業所表示制度実施要綱」を定め、ホームページなどで公表しています。

【お問い合わせ先】

中川消防支署

☎7-2119



12/20

オーボエとピアノとチェロの響き

札幌交響楽団の主席オーボエ奏者、岩崎弘昌さんによるオーボエコンサートでは、奥さんのピアノと娘さんのチェロを交えて、大勢の聴衆を魅了しました。



1/4

成人の誓い

成人の日のつどいには、晴れ着に着飾った23名の新成人が集い、旧交を温めるとともに、大人としての自覚を新たにしました。



行事やイベント、身近な話題をご紹介します。

12/13

一足早いクリスマス

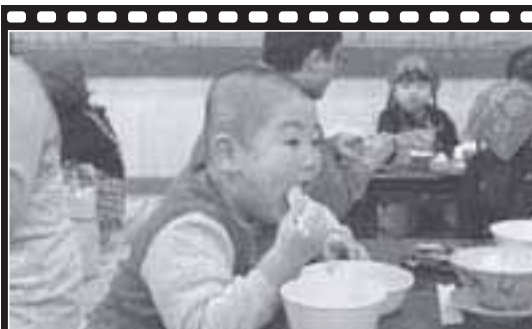
よみきかせの会「のいちご」(宮川美智子会長)のクリスマス会では、たくさん子どもたちが歌やゲーム、工作などで楽しいひとときを過ごしました。



12/13

・14 年の瀬にはもちをついて

幼児センターと児童センターのもちつきがそれぞれ行われ、つくたてのもちを口いっぱいほおぼって、年末の風物詩を楽しみました。



1月25日▶3月7日

まちのカレンダー

(行事日程・場所は変更になる場合があります。)

日 Sunday	月 Monday	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
1/25	26 ■中央小学校自由研究発表会 ■中川中学校3年生期末テスト ■ナイタースキー教室	27	28 ■まめちょあそびの広場「まめちょあそび会」【児セ】10:00~12:00 ■眼科専門外来【診】11:00~14:45 ■ナイタースキー教室	29	30 ■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■ナイタースキー教室 ■中川商業高校3年生学年末考査(2月3日まで)	31
2/1	2 ■豆まき会【幼セ】 ■中央小学校開校記念日 ■まめちょあそびの広場「まめちょあそび会」【児セ】13:00~15:00 ■ナイタースキー教室	3 ■親子鑑賞劇場「ワイドンドコ鬼ばなし」【山セ】10:00~11:00 ■健康講座【保セ】13:30~15:00	4 ■ナイタースキー教室 ■中央小学校新1年生一日入学 ■中川商業高校予餞会	5 ■中川商業高校3年生家庭学習期間(27日まで) ■貯筋体操教室【伝承】10:30~11:45【5区】13:30~14:45 ■まめちょあそびの広場「簡単おもちゃと小物づくり」【児セ】10:00~11:30	6 ■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■ナイタースキー教室 ■貯筋体操教室【営1】10:30~11:45【保セ】13:30~14:45 ■町内会自治会文書配布日	7 ■図書室小学生のお話し会【山セ】14:00
8	9 ■ナイタースキー教室	10 ■幼児センター開放【幼セ】9:30~11:30 ■ポンピラアクアリズィング健康相談13:30~14:30 ■小児科専門外来【診】13:30~16:00	11(建国記念の日) ■ナイタースキー教室	12 ■中川町森の学校2009冬課外授業「なかがわ冬の杜ー冬の中川のすこし方ー」【エコ】(15日まで)	13 ■ナイタースキー教室 ■小学校3年生「クラブ見学」 ■図書室おはなしあそび【山セ】15:00	14
15	16	17 ■中学校「新入生説明会」	18 ■まめちょあそびの広場「制作あそび」【児セ】10:00~12:00	19 ■保護者懇談会【幼セ】 ■中川商業高校「スキー遠足」 ■産科・婦人科専門外来【診】13:30~16:00	20 ■中学校「生徒総会」 ■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■町内会自治会文書配布日	21
22	23 ■中川商業高校「振替休業日」	24 ■幼児センター園外保育	25 ■小学校「前期児童会役員選挙」 ■眼科専門外来【診】11:00~14:45 ■まめちょあそびの広場「まめちょあそび会」【児セ】10:00~12:00	26	27 ■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■幼児センター「お誕生会」 ■中学校1・2年生「期末テスト」	28 ■中川商業高校「同窓会入会式」 ■スキーバジテスト・級別テスト
3/1 ■中川商業高校「第56回卒業証書授与式」	2 ■中川商業高校「振替休業日」	3 ■幼児センター「ひな祭り会」 ■小学校「6年生を送る会」【参観日】 ■中川商業高校1・2年生「学年末考査」(10日まで)	4 ■公立高校入学試験(5日まで) ■乳幼児健診【保セ】12:45~13:00	5 ■幼児センター1日入所	6 ■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■町内会自治会文書配布日	7 ■図書室小学生のお話し会【山セ】14:00

日	月	火	水	木	金	土
休み	資源ごみ 紙おむつ	生ごみ	一般ごみ	農村地区	生ごみ	休み

※町立診療所では月・火・木・金曜日は1日診療(水曜日は午前中のみ診療:第1・第4水曜日、第3木曜日午後はサテライト事業の特定科目を診療)。

※町立歯科診療所では月~金曜日は1日診療。

※場所の表示は以下のとおり省略しています。

【山セ】=山村開発センター 【保セ】=保健センター 【佐公】=佐久地区公民館 【トレ】=農業者トレーニングセンター
【幼セ】=幼児センター 【児セ】=児童センター 【エコ】=エコミュージアムセンター 【診】=町立診療所
【歯】=町立歯科診療所 【バ】=パークゴルフ場 【プ】=町民プール 【1区】=1区会館 【2区】=2区会館
【4区】=4区会館 【5区】=5区会館 【営1】=営一会館 【営2】=営二会館 【大富2】=大富二会館
【伝承】=佐久ふるさと伝承館 【ぬ】=ぬくもり 【ナポ】=ナポールパーク

● 広報なかがわ
3月号は2月20日(金)発行です

● 生涯学習だより
「大志」2月号は2月6日(金)発行です

☆ふるさと今月のキラリ☆



星澤先生レシピと おせち料理でおいしいお正月を

地域子育て支援センター「まめちょ」の料理教室に、エコミュージアムセンター運営協力ボランティア「エコール咲く」の調理部門から、村田ひさ子さん・西藤幸恵さん・長屋末子さんをお招きして、うま煮、栗きんとん、星澤先生レシピのごぼうと鶏肉の炒め煮、北海道新聞日曜版で紹介された西藤さんの牛乳でんぷん餅の4品をつくりました。

ふるさとの食や晴れの日の食を通じて、世代をつなぐひとつのきっかけとなりました。

発行 中川町 編集 総務課総務町政室 印刷 国 境

今月の表紙

雪が降っては溶け……を繰り返していた12月でしたが、年末年始には湿った雪がまとまって降り、雪かきに追われる年明けになったのではないのでしょうか。こんなときに大活躍する家庭用除雪機は、中川町では昭和40～50年代にかけて普及するようになったそうです。雪が積もって静まり返った町に、今日もあちこちから除雪機の声が静かに響きます。



町の人口

(12月31日現在)

人 口	1,930人(+2)
男	955人(+1)
女	975人(+1)
世 帯 数	921戸(-3)

()は前月末との差を示します。

